



日本慢性期医療協会 定例記者会見

日時：令和7年5月22日（木） 16:30
場所：Web会議システム「Zoom」



日本慢性期医療協会

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

介護職の処遇格差の是正を

～医療・介護の壁を超えた同一労働同一賃金化～

- ・目的 : 就業場所に依存しない公平な処遇改善
- ・プロセス : 医療・介護の制度の壁を取り払った横断的な評価
- ・アウトカム : 要介護者の減少、寝たきりの防止

医療における介護職の重要性

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

直接介護を担う「看護補助者」は、病院における「介護職」として重要視されている。令和6年度診療報酬改定においてもそれが評価された。

令和6年度診療報酬改定 II-4 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価-⑩

看護補助者に係る評価の充実①

直接患者に対するケアを担う看護補助者の配置の評価

- 看護職員及び看護補助者の業務分担・協働を更に推進し、高齢者の救急患者をはじめとした急性疾患等の患者に対する適切な入院医療を推進する観点から、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、地域包括医療病棟及び地域包括ケア病棟入院料について、主として直接患者に対し療養生活上の世話をする看護補助者を一定数配置している場合の評価を新設するとともに、看護補助体制充実加算について、身体的拘束の実施に着目した評価に見直す。

現行		改定後	
【療養病棟入院料】		【療養病棟入院基本料】	
注12 イ 夜間看護加算	50点	注12 夜間看護加算	50点
		注13 イ 看護補助体制充実加算 1	80点
		□ 看護補助体制充実加算 2	65点
□ 看護補助体制充実加算	55点	ハ 看護補助体制充実加算 3	55点

※障害者施設等入院基本料及び地域包括ケア病棟入院料の看護補助体制充実加算も同様に見直すとともに、地域包括医療病棟入院料に同様の加算を新設する。

【算定要件】(概要)

当該基準に係る区分に従い、それぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、本文の規定にかかわらず、**身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3**の例により所定点数に加算する。

※身体的拘束を実施した日の取扱いは、令和7年6月1日以降より適用する。

【施設基準】

(1)看護補助体制充実加算1の施設基準

ア 当該保険医療機関において**3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5割以上**配置されていること。

イ **主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時100対1以上**であること。当該看護補助者は、介護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として3年以上の勤務経験を有し適切な研修を修了した看護補助者であること。

ウ 看護補助体制充実加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、院内研修を年1回以上受講した者であること。ただし、看護補助者が受講する研修内容については、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いた院内研修を実施していること。

エ 当該病棟の看護師長等は所定の研修を修了していること。当該病棟の全ての看護職員が院内研修を年1回以上受講していること。

オ 当該保険医療機関における**看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用**していること。

(2)看護補助体制充実加算2の施設基準

(1)のイからオを満たすものであること。

(3)看護補助体制充実加算3の施設基準

(1)のウ及びエを満たすものであること。

201

看護補助者

直接介護

- ・入院、検査、病棟移動のための搬送
- ・見守り
- ・食事介助、口腔ケア
- ・洗髪、洗面、整容
- ・排泄介助
- ・清拭、更衣、おむつ交換、体位交換
- ・シャワー入浴介助
- ・留置カテーテルに溜った尿の廃棄

間接介護

- ・病床及び病床周辺の清掃、整頓
- ・病室環境の整備
- ・シーツ交換、ベッドメイキング
- ・リネン類の管理
- ・配膳・下善

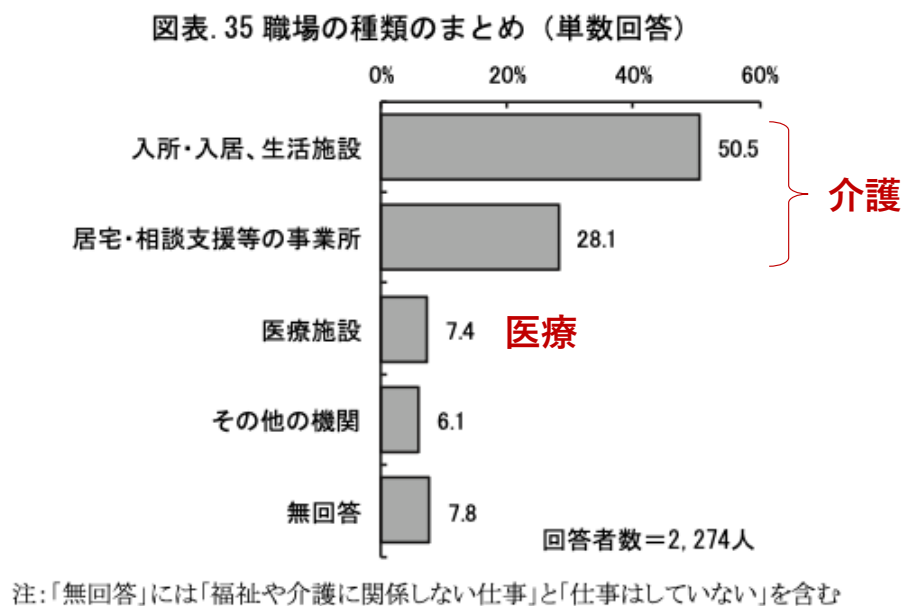
日本慢性期医療協会記者会見資料
(2023.3.16) より

就業場所の偏り

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

介護職の大半は介護施設に就業している。そのため、病院での介護人材（看護補助者）確保は困難になってきている。

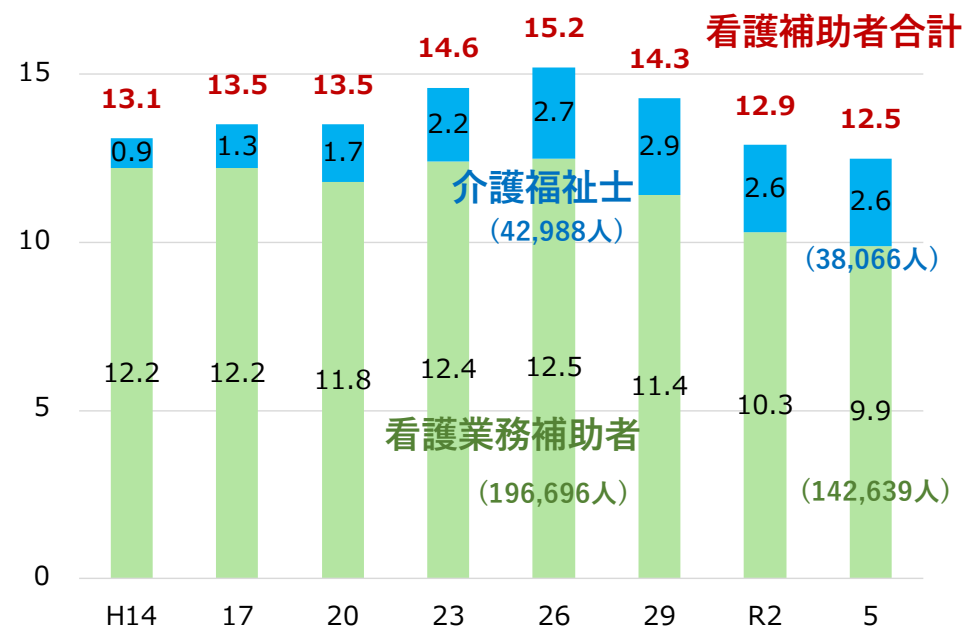
介護福祉士の就業場所



出所：公益社団法人 日本介護福祉士会「第14回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査報告書」

病院の100床当たり看護補助者数

()は病院全体での常勤換算数



出所：厚生労働省「令和5年医療施設（静態・動態）調査」

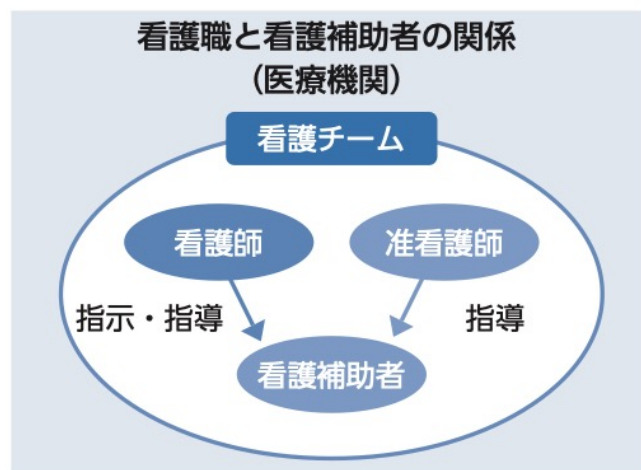
就業場所による違い 位置付け

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

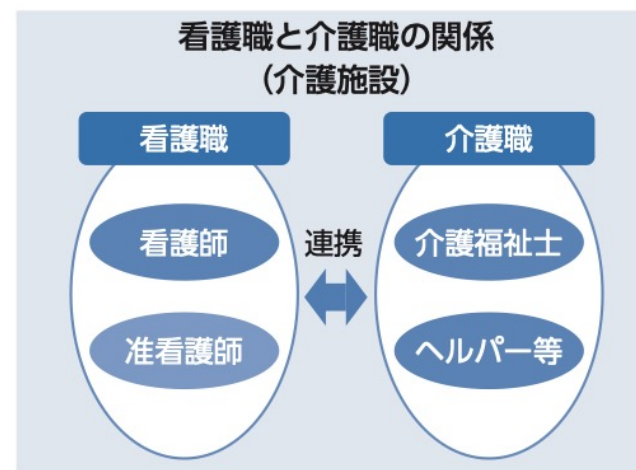
同じ「介護福祉士」資格者であっても、医療機関と介護施設では指示命令系統や実施可能な行為が異なる。

同じ資格（介護福祉士）でも場所によって異なる

図 「看護職と看護補助者」及び「看護職と介護職」の関係の違い



病院又は診療所では実施不可



一定の条件下で、介護福祉士が実施できる特定行為

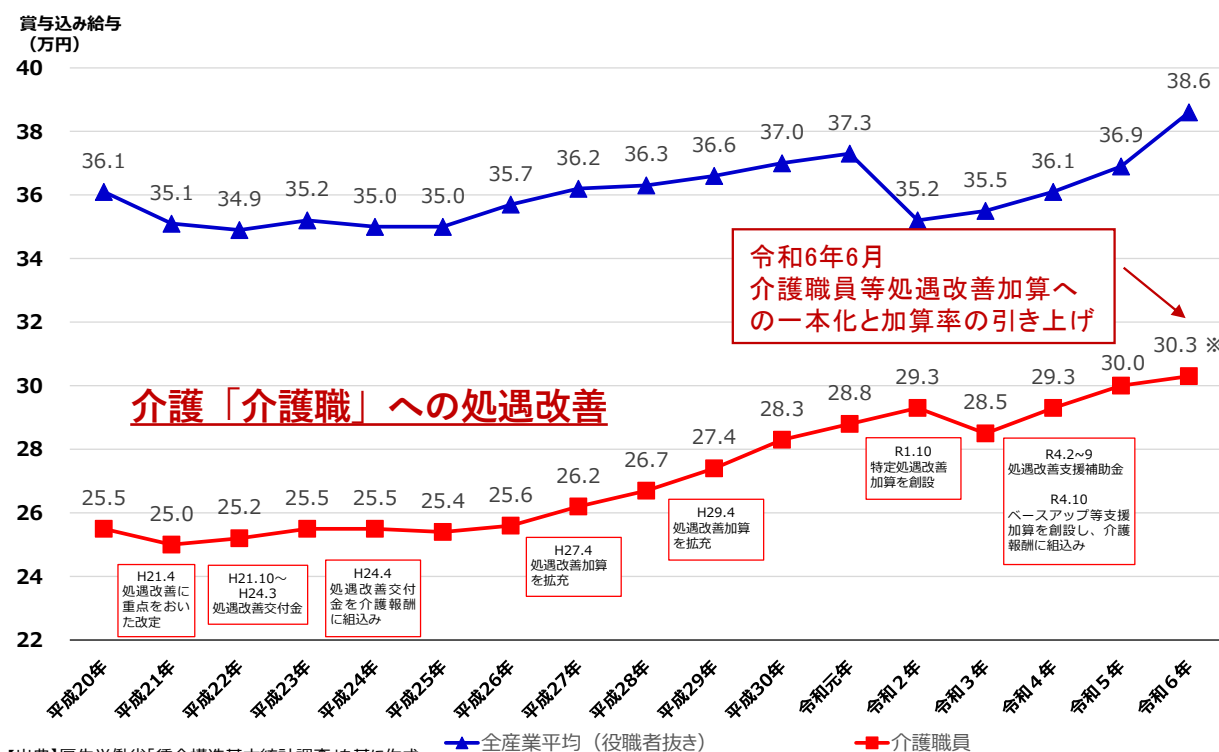
- ・口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養

就業場所による違い 処遇改善

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

介護施設で働く「介護職」への処遇改善は年々拡充されている。一方、医療で働く「看護補助者」への取り組みは始まったばかり。

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

- ※ 1 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。
 ※ 2 令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

医療「看護補助者」への処遇改善

令和6年2月～5月

看護補助者の処遇改善事業
1人当たり月額平均6,000円の
賃金引上げに相当する額



令和6年6月

ベースアップ評価料

出所：第41回（R7.3.18）介護給付費分科会
「介護職員の処遇改善について」

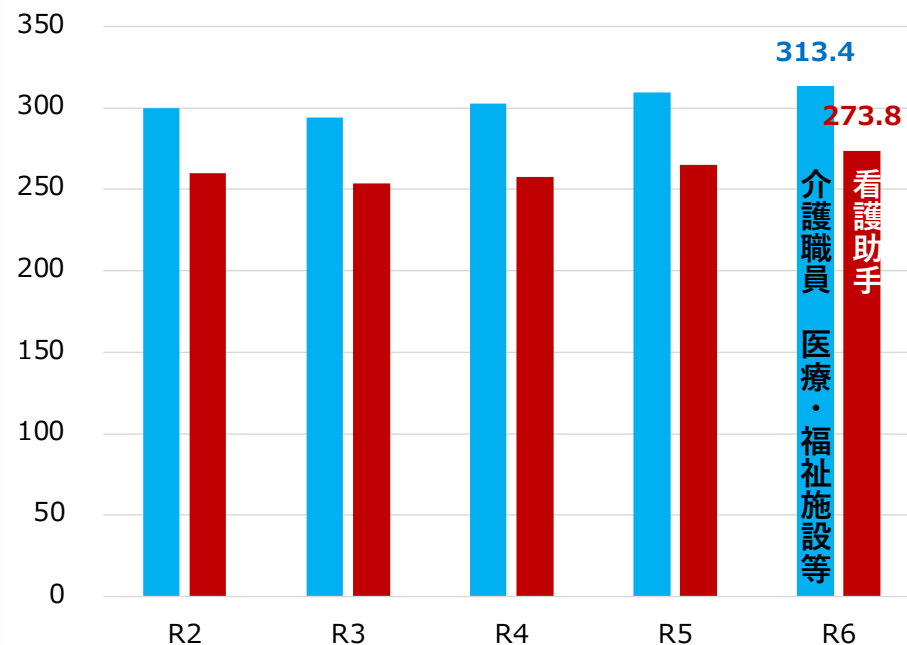
就業場所による違い 給与格差

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

結果として、同一職種での給与格差が生じている。医療/介護の両施設を有する法人では、格差を広げないため加算を取得しないことさえある。

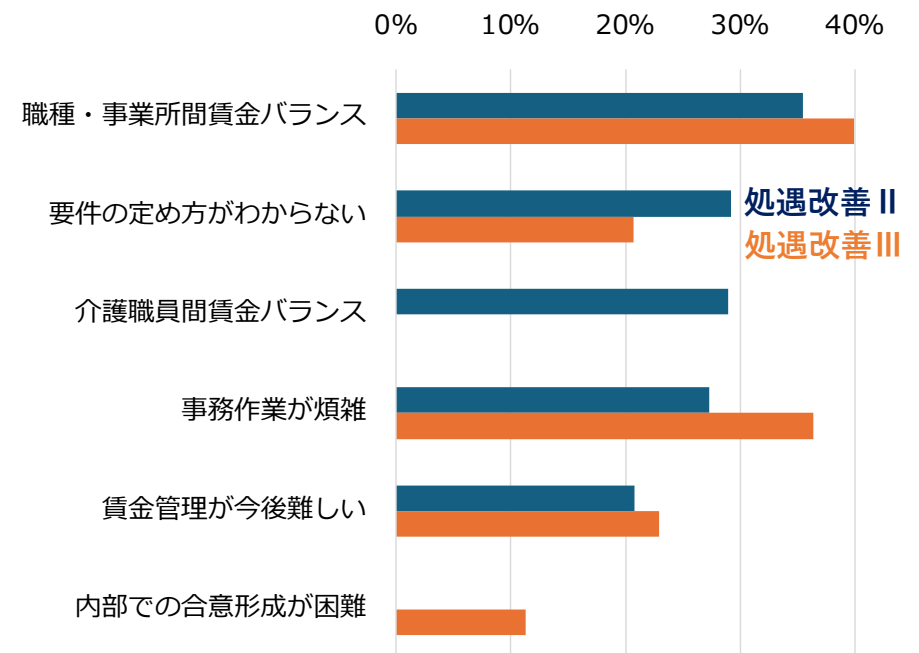
介護職員と看護助手の月額賃金

(千円)



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

介護職員等処遇改善加算を算定しない理由



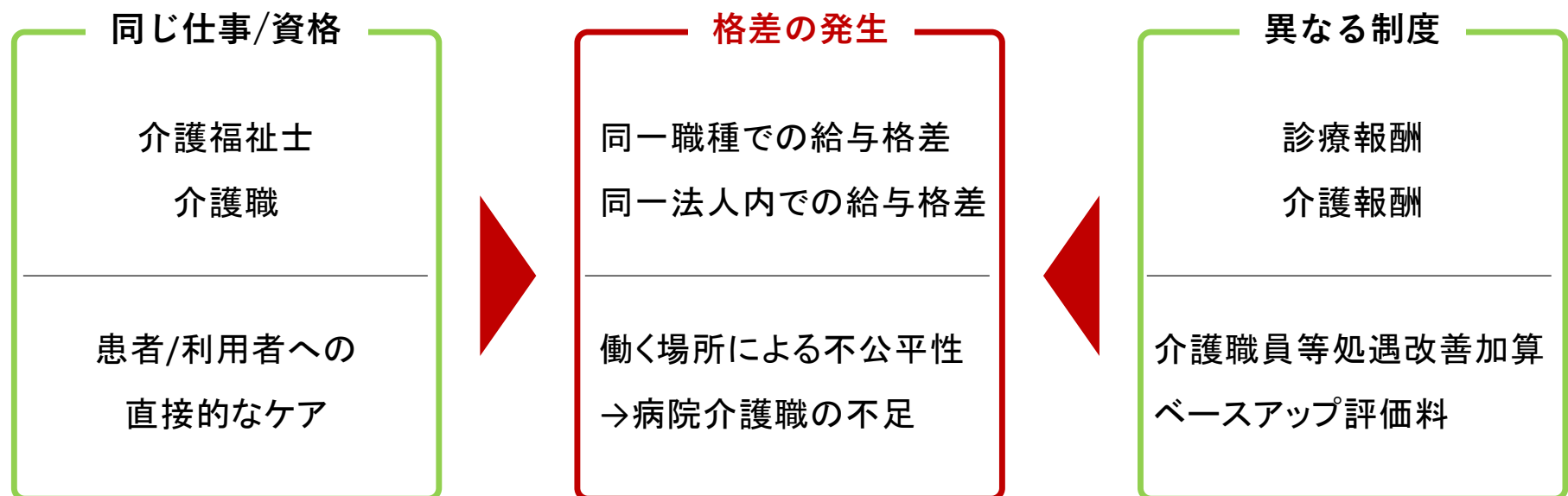
出所：厚生労働省「令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要」

同一職種（労働） 同一賃金を

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

同じ業務（資格）であっても、所属する制度によって処遇に差が生じている。「制度」ではなく「職種」に着目した設計が必要である。

同じ仕事・違う制度・生じる格差

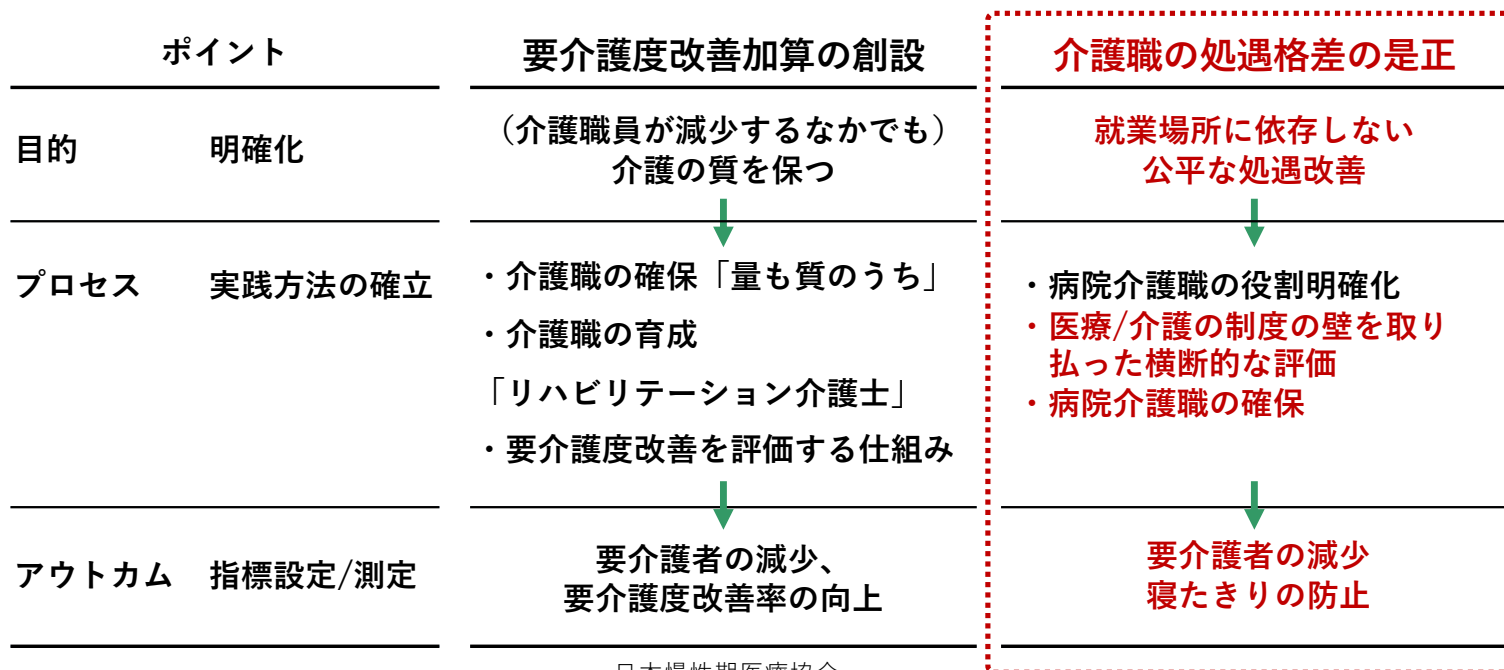


介護職の処遇格差の是正を

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

寝たきりを作らないためにも病院介護職は必須のチームメンバー。
制度や場所でなく、介護の力を公平に評価する仕組みを。

病院介護職は寝たきりゼロへの貴重な戦力



日本慢性期医療協会
「令和7年1月9日記者会見」

良質な慢性期医療がなければ
日本の医療は成り立たない

～今こそ、寝たきりゼロ作戦を！～



日本慢性期医療協会

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES